

鎌ヶ谷市 結婚新生活支援事業 ご利用ガイド



予算額に達した時点で申請の受付を終了します。
※事前相談は補助金申請を確約するものではありませんので、お早めにご申請ください

受付窓口・お問い合わせ先

鎌ヶ谷市 企画財政課 企画政策室

〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1 市役所 3 階

☎ 047-445-1073（直通）

鎌ケ谷市結婚新生活支援事業とは

鎌ケ谷市結婚新生活応援事業は、結婚して新生活をスタートする夫婦を支援する制度です。

結婚を機に鎌ケ谷市内に定住するとき、新生活に必要な住宅費や引越費用、リフォーム費用の一部を補助します。

1. 制度利用の流れ（2 ページ）

- ①補助対象世帯の要件確認（3 ページ）
- ②申請書類の提出（4 ページ）
- ③補助金の交付請求・お振込み（5 ページ）

2. 補助対象となる経費

住宅費及び引越費用、リフォーム費用を合算した額（千円未満の端数切捨て）

※1 新婚世帯当たり 60 万円を上限（夫婦ともに 29 歳以下の場合）

※1 新婚世帯当たり 30 万円を上限（夫婦ともに 39 歳以下の場合）

【住宅費】

婚姻に伴い住宅を取得し、又は賃借する際に要した費用であって、住宅の取得費、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。

【引越費用】

住宅に引越をする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。

【リフォーム費用】

婚姻に伴い住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用（倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用及びエアコン、洗濯機等の家電購入又は設置に係る費用を除く。）をいう。

3. 申請期間

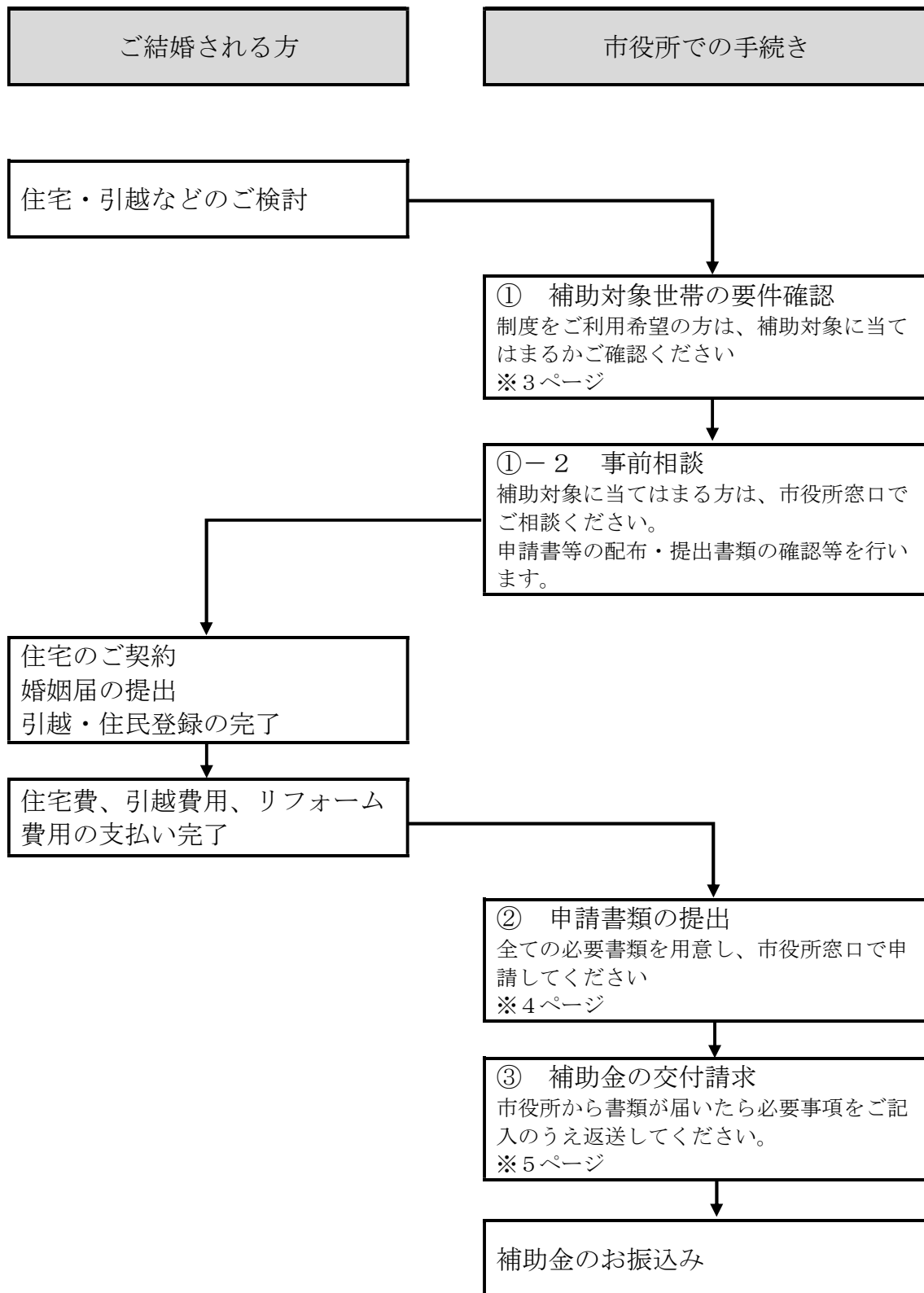
令和7年4月1日から令和8年3月31日

4. Q & A（6 ページ）

※申請期間内に予算額に達した場合、受付を早期に終了することがございます。

※対象要件や必要書類等の確認を行う事前相談についてもお早めをお願いします。

制度利用の流れ



①補助対象世帯の要件確認

鎌ケ谷市結婚新生活支援事業は、次の全ての要件に合致する方がご利用いただけます。

☐	新婚世帯の所得を合算した額（申請を行う月の属する年度（当該月が4月から6月の場合にあつては前年度）の所得証明書又は非課税証明書により計算した額）が500万円未満であること。 ※公的団体又は民間団体が行っている貸与型奨学金の返済を現に行っている新婚世帯は、世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除します。
☐	夫婦ともに婚姻日（婚姻届を提出した日又は受理された日）における年齢が39歳以下であること。
☐	本市の住民基本台帳に記録され申請時の住民票の住所が入居対象となる住宅の住所となっている新婚世帯であること。また、申請の日より2年以上継続して居住する意思 ^(※) があること。 (※)外国籍の方の場合は、2年以上の在留資格があることを確認いたします。
☐	夫婦の双方又は一方が婚姻を機に鎌ケ谷市外から市内へ転入していること。
☐	他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
☐	夫婦の双方又は一方が過去に他の自治体を含めて、本補助金と同様の補助を受けていないこと。
☐	市税を滞納していないこと。
☐	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
☐	内閣府及び本市による本事業の実施に係るアンケート等に協力すること。

②申請書類の提出

次の書類を全てご用意のうえ、市役所窓口にお越しください。

■	○婚姻を証明する書類（戸籍謄本又は婚姻届受理証明書）
■	○世帯全員の住民票の写し（個人番号の記載がないものに限る。） ※個人情報確認同意書（別記第4号様式）の提出により省略できます。
■	○新婚世帯の総所得が分かる書類 ※夫婦双方の所得証明書（または非課税証明書）を提出してください。 ※提出の際はP9【Q&A】のQ17をご参照ください。
■	○新婚世帯の市税の滞納がないことを証明する書類 ※個人情報確認同意書（別記第4号様式）の提出により省略できます。
■	○貸与型奨学金の返済額が分かる書類（当該奨学金の貸与を受けている場合） ※奨学金の返還証明書を取得してください。
■	○入居対象となる住宅の売買契約書の写し（住宅を購入した場合） ○入居対象となる住宅の請負契約書の写し（住宅を新築した場合） ○入居対象となる住宅の賃貸借契約書の写し（住宅を賃借している場合） ※夫婦どちらかが契約者である必要があります。
■	○住宅手当支給証明書（別記第2号様式） ※勤務先から取得してください。
■	○住宅費を支払ったことを証する書類 ○引越に係る領収書の写し（引越費用に係る補助金の交付を申請する場合） ○リフォーム費用を支払ったことを証する書類 ※住宅の建築費または購入費の支払いが確認できる書類（住宅ローン契約書または領収書）、賃借に係る費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）の支払いが確認できる領収書、引越にかかった費用の支払いが確認できる領収書（引越業者や運送業者の領収書）の写し、リフォーム費用の支払いが確認できる書類（工事費等の領収書） ※提出いただいた分のみが補助対象となります。 ※夫婦どちらかが契約者である必要があります。
■	○誓約書（別記第3号様式）

※このほか、追加書類等のご提出をお願いすることがあります。

③補助金の交付請求・お振込み

【申請から補助金お支払いまでの流れ】

① 申請書類の提出

申請書類は4ページをご覧ください。



② 審査

補助対象に合致しているかどうかを提出された書類等を確認し、市で審査します。

概ね1か月程度です。



③ 交付決定

交付決定通知書および交付請求書を申請者へ送付します。
(補助対象外となった場合を除く)



④ 交付請求

交付請求書に必要事項を記入し、市役所窓口へ返送してください。



⑤ 補助金お振込み

補助金は、申請者名義の金融機関口座へのお振込みによりお支払いいたします。

現金でのお支払いはありません。

交付請求書が市役所に届いてから、概ね1か月程度でご指定の口座に補助金をお振込みいたします。

振込結果についてはお知らせいたしませんので、通帳への記帳などによりご確認ください。

【Q & A】

Q1

令和7年1月1日より前に婚姻届を提出し、受理されている場合は、対象になりますか？

対象になりません。

令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理されている場合に限りです。

Q2

鎌ケ谷市外で婚姻届を提出し、受理されている場合は、対象になりますか？

対象になります。

Q3

再婚の場合は、対象になりますか？

対象になります。

ただし、夫婦の一方又は双方が本交付金の交付を既に受けたことがある（他の地方自治体を含む）場合は補助の対象になりません。

Q4

これから婚姻届の提出や引越し等を予定している場合は事前に申請できますか？

事前に申請はできません。

実際に婚姻や引越しがなされ、対象費用の支払を終えた後、必要書類が全て揃った時点で申請が可能となります。

Q5

夫（妻）は鎌ケ谷市に在住しているが、妻（夫）が他の自治体に住民登録されている場合は、対象になりますか？

対象になりません。夫婦がともに鎌ケ谷市に住民登録されている必要があります。

Q6

婚姻前から夫婦が同居している場合の家賃等の支払いは、補助の対象になりますか？

対象になります。

ただし婚姻後に生じた費用で、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払った費用に限りです。

Q7

婚姻届提出前から同居している場合、補助金の対象期間は婚姻届提出日以降になりますか？

契約書等で婚姻を機に同居していることが分かる場合は、同居開始日から補助対象となります。ただし、令和7年4月1日以降の住宅費、引越費用、リフォーム費用が補助対象です。

Q8 申請書を仕事の関係で直接持参ができない。郵送でも可能か。

郵送の場合は到着日を受付日といたしますので、ご了承ください。

また、必要書類が全て揃った時点で申請が可能となりますので、提出書類に不備があった場合は、申請受付完了とはなりませんのでご注意ください。

なお、申請期間内に予算額に達した場合、受付を早期に終了することがございますので、お早めにご申請ください。

Q9 住宅費用は、どのような費用が対象になりますか？

婚姻に伴う住宅取得費用は建物の購入費のみ、住宅賃借費用は、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料のみが対象になります。

したがって、住宅取得に伴う土地購入代、住宅ローン手数料、住宅賃借費用に伴う駐車場代、清掃代、更新手数料、光熱費、設備購入費、火災保険料、家財保険料等は対象になりません。

Q10 鎌ヶ谷市内での転居の場合、対象になりますか？

対象になりません。

夫婦の双方又は一方が婚姻を機に本市外から本市内へ転入していることが要件となります。

Q11 勤務先が家主との間で賃貸借契約を締結している物件に入居し、申請者は勤務先に対し家賃相当額を支払っている場合、対象になりますか？

対象になります。

この場合、賃貸借契約書で賃借人が勤務先であること、給与明細書等により補助対象者が勤務先に対し家賃相当額を支払っていることを確認できる書類が必要となります。

Q12 親族が同居する場合にも補助の対象になりますか？

対象になります。

ただし、住宅取得や物件賃借のための契約名義が夫婦のいずれかでありかつこれらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要となります。

なお、住居の契約名義人が夫婦の親であり、夫婦が親に住宅賃借費用または住宅取得費用相当分を支払っている場合は、補助の対象とはなりません。

Q13 引越費用について、どのような費用が対象になりますか？

引越業者又は運送業者へ支払った費用のみが対象になります。
したがって、不用品の処分費用、自らレンタカーを借りて引っ越した場合の費用及び友人に頼んで引っ越した場合の費用等は対象になりません。

Q14 リフォーム費用について、どのような費用が対象になりますか？

婚姻に伴う住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用が対象となります。
ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象になりません。

Q15 所得と収入は違いますか？

対象要件のひとつに「所得が500万円未満であること」とありますが、ここでのいう所得とは次のとおりです。

・ **給与収入の方**

所得とは、前年1年間の給料の額面総額（＝収入）から給与所得控除を差し引いたものです。

手取り額ではないので、ご注意ください。

（所得 ＝ 収入 － 給与所得控除）

＊申請対象外の例

例1：夫収入 678 万円⇒所得 500.2 万円

例2：夫収入 368 万円⇒所得 250.4 万円

妻収入 368 万円⇒所得 250.4 万円 合計 500.8 万円

・ **自営業の方**

所得とは、前年1年間の収入から必要経費を差し引いたものです。

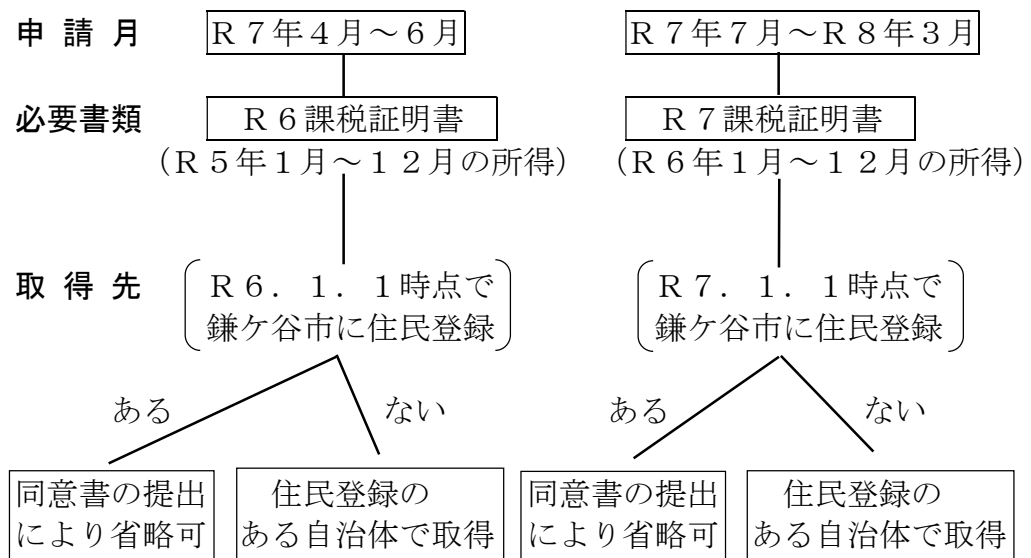
（所得 ＝ 収入 － 必要経費）

Q16 所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間はいつからいつまでですか？

所得証明書の期間と同一期間です。

Q17 所得は、どの時点の課税（所得）証明書に基づきますか。

申請の時点で発行されている直近の課税（所得）証明書により確認します。具体的には、下記のとおりです。



※同意書：個人情報確認同意書（別記第4号様式）